

○西尾市佐久島クラインガルテンの管理及び運営に関する規則

平成23年9月30日規則第113号

西尾市佐久島クラインガルテンの管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西尾市佐久島クラインガルテンの設置及び管理に関する条例（平成23年西尾市条例第70号。以下「条例」という。）の規定に基づき、西尾市佐久島クラインガルテン（以下「クラインガルテン」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 簡易宿泊施設付き農園（以下「ラウベ等」という。）を除くクラインガルテンの開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。

(休日)

第3条 ラウベ等を除くクラインガルテンの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日とすることができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、別に定める日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項第1号の規定は、7月20日から8月20日までの期間を除く。

(利用許可の申請)

第4条 クラインガルテンの施設のうち、ラウベ等の利用の許可を受けようとする者は、ラウベ等利用許可申請書（様式第1号）を市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 クラインガルテンの施設のうち、管理棟又はバーベキュー施設の利用の許可を受けようとする者は、管理棟等利用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 管理棟等利用許可申請書は、利用日（利用が2日以上連続するときはその最初の日。以下同じ。）の属する月の6月前の初日から利用日の前日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるとき及びクラインガルテンの管理運営上支障がないときについては、この限りではない。

(利用許可書の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、ラウベ等利用許可書を交付する。

2 市長は、前条第2項の規定による申請を許可したときは、管理棟等利用許可書を交付する。

3 第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、その利用許可書を所持し、市長の要求があったときは、提示しなければならない。

(ラウベ等の利用期間の更新)

第6条 ラウベ等の利用期間は、5年を超えない範囲内で更新することができる。この場合において、年度途中の利用開始による1年に満たない利用期間は含まないものとする。

2 前項の規定による更新をしようとする者は、期間満了の4月前までにラウベ等利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(ラウベ等の利用中止)

第7条 ラウベ等の利用者は、ラウベ等の利用を中止するときは、ラウベ等利用中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第8条 条例第9条ただし書の規定により、特別の設備の許可を受けようとする者は、西尾市佐久島クラインガルテン特別設備許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、西尾市佐久島クラインガルテン特別設備許可書を交付する。

(利用許可の変更又は取消し)

第9条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを受けようとするときは、西尾市佐久島クラインガルテン利用許可変更・取消し申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市佐久島クラインガルテン利用許可変更・取消し承認通知書を交付する。

(使用料の後納)

第10条 条例第12条第2項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、西尾市佐久島クラインガルテン使用料後納申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市佐久島クラインガルテン使用料後納承認通知書を交付する。

（使用料の減免）

第11条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、西尾市佐久島クラインガルテン使用料減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市佐久島クラインガルテン使用料減免承認通知書を交付する。

（使用料の還付）

第12条 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、西尾市佐久島クラインガルテン使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第14条第1号に該当するときは、この限りでない。

（遵守事項）

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可のない農園、施設、設備、器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なくはり紙、物品の展示、販売その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 爆発物の持ち込み等の危険を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害を与え、又は迷惑となる動物等を飼育しないこと。
- (5) 施設、設備、器具等を損傷し、又は汚損するおそれがある行為をしないこと。
- (6) 火気の利用には特に注意すること。
- (7) 建築物及び工作物を設置しないこと。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (9) 市長の指示に従うこと。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第14条 条例第3条の規定により指定管理者にクラインガルテンの管理を行わせる場合におけるこの規則の規定（ラウベ等の利用許可並びにクラインガルテンの使用料の後納、減免及び還付に係るものを除く。）の適用については、「市長」及び「西尾市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による利用許可の申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。